

生駒市訓令甲第5号

生駒市住民基本台帳ネットワークシステム運用管理規程の一部を改正する訓令
を次のように定める。

令和7年12月26日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市住民基本台帳ネットワークシステム運用管理規程の一部を改正する
訓令

生駒市住民基本台帳ネットワークシステム運用管理規程（平成14年8月生駒
市訓令甲第9号）の一部を次のように改正する。

第14条第2項及び第15条第2項中「、個人番号カード及び住民基本台帳カ
ード」を「及び個人番号カード」に改める。

附 則

この訓令は、令和8年1月1日から施行する。